

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、富津市長等から、平成 25 年度定期監査、平成 26 年度定期監査及び平成 26 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を公表する。

平成 27 年 1 月 26 日

富津市監査委員 高 橋 聖

富津市監査委員 平 野 明 彦

【措置事項】

○ 平成25年度定期監査

監査結果	措置状況	対象部局
つり銭について		
つり銭については、富津市財務規則第159条第3項に規定する歳計現金が使用されるものであるが、つり銭の出所不明のものや、職員が個人負担で用意しているものなど、適正を欠く取扱いがされているので是正されたい。	現在、つり銭については、歳計現金を使用し適正に処理しています。	【教育部】 富津公民館
浅間山運動公園フットサル場開設に伴う関係条例等の整備について		
浅間山運動公園のテニス場にフットサル兼用コートが開設されたところであるが、関係条例において、その使用料に関する規定を明示するほか、規則についても所要の改正が必要である。また、体育施設指定管理者業務仕様書においては、フットサル場に関する業務等の追記による変更をすべきである。	富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の別表の4浅間山運動公園使用料の表テニス場使用料の項中「全天候型アスファルト系コート」の次に「(フットサル兼用)」を加える改正を行い、富津市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の様式中ハードコートの次に(フットサル兼用)を加える改正を行いました。 また、体育施設指定管理者業務仕様書の見直し変更を行いました。	【教育部】 体育振興課

○ 平成26年度財政援助団体等監査

監査結果	措置状況	対象部局
共通収入支出の配分について		
複数の会計単位又は経理区分に共通する収入・支出については、社会福祉法人会計基準の規定により、合理的な基準に基づく配分をされたい。	平成27年度より、新会計基準に移行することに伴い、現在の2会計11経理区分の会計処理から、各事業所拠点別等の経理区分にするために変更作業中です。新会計基準においては、指摘事項を考慮した配分をします。	社会福祉協議会 (社会福祉課)
天羽老人憩の家の収支予算について		
天羽老人憩の家の平成26年度予算額が指定管理者である社会福祉協議会と市に提出された事業計画に添付されている収支予算額に相違があるので、整合するよう留意されたい。	平成27年度新予算において、指摘事項のとおり改善します。	社会福祉協議会 (介護福祉課)

○ 平成26年度定期監査

監査結果	措置状況	対象部局
個人市民税の賦課徴収について		
個人市民税の均等割課税に賦課漏れ(富津市税条例第23条第1項第2号該当者)があるので、その捕捉による賦課徴収を図られたい。	個人住民税均等割(富津市税条例第23条第1項第2号該当者)につきましては、平成27年度課税に向けて現在対象者に調査票を送付し、該当者把握に努めております。 平成27年度では、700名・245万円の新規課税を予定しております。	【市民部】 課税課